

平成29年11月7日第1回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（23名）

2番 重 信 好 範	3番 伊 藤 芳 則	4番 弓 掛 元
5番 藤 井 憲一郎	6番 黒 木 靖 治	7番 横 光 春 市
8番 山 村 恵美子	9番 宍 戸 稔	10番 保 実 治
11番 新 家 良 和	12番 福 岡 誠 志	13番 小 田 伸 次
14番 岡 田 美津子	15番 鈴 木 深由希	16番 桑 田 典 章
17番 澤 井 信 秀	18番 池 田 徹	19番 大 森 俊 和
20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明
23番 助 木 達 夫	24番 亀 井 源 吉	

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市 長 増 田 和 俊	副 市 長 高 岡 雅 樹
副 市 長 瀬 崎 智 之	総務部長 兼選挙管理委員会 事務局長 落 田 正 弘
財 務 部 長 部 谷 義 登	地域振興部長 瀧 奥 恵
市 民 部 長 稲 倉 孝 士	福祉保健部長 森 本 純
子育て・女性支援部長 松 長 真由美	市民病院部長 事務部長 池 本 敏 範
産業環境部長 併農業委員会事務局長 日 野 宗 昭	建 設 部 長 坂 本 高 宏
水 道 局 長 勝 山 修	教 育 長 松 村 智 由
教 育 次 長 長 田 瑞 昭	君 田 支 所 長 中 宗 久 之
布 野 支 所 長 沖 田 昌 子	作 木 支 所 長 串 田 孝 行
吉 舎 支 所 長 安 井 正 則	三 良 坂 支 所 長 巳 之 口 彰 啓
三 和 支 所 長 行 政 豊 彦	甲 奴 支 所 長 内 藤 か す み
監 査 事 務 局 長 落 合 裕 子	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 大 鎗 克 文	次 長 新 田 泉
議 事 係 長 水 本 公 則	政 務 調 査 係 長 明 賀 克 博
政 務 調 査 主 任 清 水 大 志	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		議席の一部変更
第 2		会期の決定（1日間）
第 3		常任委員の一部変更
第 4		議会運営委員の一部変更
第 5	議案第109号	三次市民ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
第 6	議案第110号	工事請負契約の締結について
第 7	議案第111号	平成29年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）
第 8	議案第110号	（総務常任委員長報告 1件） 工事請負契約の締結について

平成29年第1回三次市議会臨時会議事日程

(平成29年11月7日)

日程番号	議案番号	件名	
第 1		議席の一部変更	5
第 2		会期の決定（日間）	5
第 3		常任委員の一部変更	5
第 4		議会運営委員の一部変更	6
第 5	議 109	三次市民ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	6
第 6	議 110	工事請負契約の締結について	20
第 7	議 111	平成29年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）	20
第 8	議 110	（総務常任委員長報告 1件） 工事請負契約の締結について	22


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（亀井源吉君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、まことにありがとうございます。

三次市議会では、先週より第11回議会報告・懇談会を市内21会場で実施しております。市民の皆様には、お忙しい時期とは存じますが、ぜひ御参加をいただきますようお願いいたします。ただいまの出席議員は23人であります。

これより平成29年第1回三次市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、竹原議員及び大森議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。

去る9月29日、吉岡広小路氏から議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、同日、辞職を許可いたしました。

また、本日の会議に中村政策部長が欠席する旨、届け出がありました。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議席の一部変更

○議長（亀井源吉君） 日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

議員の辞職及び会派に変更が生じたため、議席の一部を変更する必要があります。議席を、会議規則第4条第3項の規定により、ただいま着席の議席のとおり議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま着席の議席のとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議席の一部を変更することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（亀井源吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 常任委員の一部変更

○議長（亀井源吉君） 日程第3、常任委員の一部変更を議題といたします。

議員の辞職及び会派の変更に伴い、広報広聴常任委員の一部を変更する必要があります。

お諮りいたします。

広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、弓掛議員にかわり、新家議員を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって、弓掛議員にかわり、新家議員を広報広聴常任委員に選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議会運営委員の一部変更

○議長(亀井源吉君) 日程第4、議会運営委員の一部変更を議題といたします。

議員の辞職及び会派の変更に伴い、議会運営委員の一部を変更する必要があります。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、弓掛議員にかわり、杉原議員を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) 御異議なしと認めます。

よって、弓掛議員にかわり、杉原議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第109号 三次市民ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

○議長(亀井源吉君) 日程第5、議案第109号三次市民ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め)

○議長(亀井源吉君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第109号について御説明申し上げます。

議案第109号三次市民ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、三次市民ホールの指定管理者の指定の期間の特例を設けることについて、関係条例である三次市民ホール設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

三次市民ホールの指定管理者については、議会の御可決をいただき、平成26年11月20日から、株式会社暮らしサポートみよしを非公募で選定し、その管理運営に当たっては、専門的ノウハウを有する株式会社キョードー東京の企画支援も受けながら、現在に至っておるところでございます。

次期の指定管理者につきましては、これまでの指定管理業務に一定の実績を残してきていることや、専門的ノウハウを有する株式会社キョードー東京から基本的なノウハウも引き継いで

きていることなどから、現在の指定管理者である株式会社暮らしサポートみよしを候補者として考えているところであります。

今後においては、指定管理者が関係者や協力団体等との連携・協働の取組をより強化し、事業運営面での企画力をより高めることなどが求められているところであります。これらの取組がどのように発揮され、運営が改善されてきているかなどを客観的に把握し、評価していくことが重要と考えておりました、より検証しやすく、その結果をさらに次なる指定管理のあり方の見直しにつなげていくためにも、その期間としましては、本条例第17条第1項に規定する期間の特例措置として、これまでとほぼ同様の3年間とすることが適切と考えております。したがって、本条例の改正の内容につきましては、この条例の施行の日以後最初に指定する指定管理者の指定の期間につきましては、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとしようとするものであります。

なお、本案について御可決をいただきましたなら、三次市指定管理者選考委員会の審議を経まして、12月定例会へ指定管理者の指定について議案を提案させていただこうと考えております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 杉原議員。

○22番（杉原利明君） ちょっとお伺いをしたいんですけれども、たしか平成26年の3月定例会に、当初、このきりりの指定管理の条例が、たしか議案第35号だと思いますけれども、出たんです。あのときも、この指定管理を決める方法が非公募ということはいかがなものかということと、管理をするところと、それから企画をするところが別立てで、プラスそこへ教育委員会が入ってやるという、この運営体制で果たしてうまくいくのかという質問をさせていただきました。そしたら、そのときに、教育委員会の担当、当時の次長は、「これは画期的な運営方法だ」と、「こんなことをやっているところはない」というような答弁をされました。

今年の3月定例会において、予算審議の際、「動員率、稼働率と上がっていないけれども、あのとき画期的な運営方法だと言われたけど、どうなんだ」と言ったら、「まだちゃんと検証できていない。でも頑張っておる」というような答弁だった。そして、この9月の定例会においても検証はしっかりとこの運営方法にされなかったわけですけれども、何でこのたび、もう残りわずかとなって、また随契というか、非公募でこの暮らしサポートに任せてほしいとおっしゃられるのかというのが、もっと事前に、このたびも見直しをする3年間のために引き続き暮らしサポートに非公募でそのまま運営させてほしいとおっしゃられるのが、この3年間任せてきて、この運営方法がどうだったかどうかというのは、もう検証が済んで、できておるものじゃないんですか。今から客観的に見てもらってから、3年間さらにこの運営でいいのかどうかを判断していくという意味がわからないんですけれども、何でこのような検証にまたさら

に3年間自動延長でかかるのでしょうか。この運営、指定管理者が。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 長田教育次長。

○教育次長(長田瑞昭君) 事業運営委員会の評価についてのところでございますけども、市民ホールきりりにつきましては、議員おっしゃったように、市民ホールが開館してこれまでは、市民ホールの自主事業については三次市民ホール事業運営委員会が担ってきたところであります。この事業運営委員会は、市民団体の代表、それから指定管理者、それから専門的ノウハウを持った主体、それから行政、教育委員会の4者が連携して事業を進めるために創設した体制であります。そこでは、市民の意見を反映させ、市民の皆さんに鑑賞してもらいたい上質で魅力的な事業を協議して決定してきたところであります。さらに、この3年間では、ホールボランティア組織の協力も受けて、さまざまなジャンルの舞台公演も成功させてきました。

そういった中で、事業運営委員会としてこの間行ってきたところでございますが、市民ホールの実施事業を、市民の要望も取り入れながら、いろいろなジャンルの事業、企画を実施してきたところであります。全国でまれな事業運営でしたけども、おおむね良好な事業運営ができたというように考えておるところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 杉原議員。

○22番(杉原利明君) おおむね良好な事業運営ができたと思っておるということですけども、次からはキョードー東京さんはこの企画というシステムからなくなって、そこから経験とかを引き継いでおるから、暮らしサポートが企画とかもやっていくということだろうと思うんですけども、それで果たして市民の人に上質な芸術等を暮らしサポートだけの力で提供できていくのだろうかという疑問があるのと、今おっしゃられた答弁だと、これまでの3年間の運営がうまくいっていったというふうにも、検証して、答えを出されていったんじゃないかと思うんですけども、じゃ、何で運営方法を変えるんですか。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 長田教育次長。

○教育次長(長田瑞昭君) これまでの3年間ですけども、例えば演劇でありますとかミュージカル、またクラシック、また歌謡ショー、それぞれ相手方との交渉や妥当な料金の設定、そういったところについて、具体的な交渉の方法をキョードー東京から教わりながら、この間、事業をつくり上げてきたところであります。これからの3年間は、これまでに培った専門的ノウハウを生かして、指定管理者が市民団体等からの意見も聞き、それをもとに企画して、また、主体的に芸能プロダクション等もやりとりを行って、事業をつくり上げていく期間というように捉えておるところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 杉原議員。

○22番(杉原利明君) そのプロを、完全に専門職を、あこには設置することをやめられるわけ

でしょう、あこのきりに。暮らしサポートで企画運営をしていくということだろうと思うんですけども、平成26年の3月のときも言いましたけれども、もちろん市民に良質な芸術・文化を提供するというのが1つの大事な役割と、もう一つは、市長が言われる拠点性を生かして三次市の未来を拓いていくという意味で、やはり三次の知名度を高めたり、お客さんに来てもらったりというようなところの部分で、やっぱり僕はプロの力、プロの持つとってのルートというか、そういうのもすごい重要なものだと思うし、あの当時も、であるから、この施設の指定管理に非公募というのはどうしてもそぐわないというふうに言わせていただきました。

三原のポポロのように、例えばJVを組んで、地元共同体とそういうプロ組織が1つの集団となって運営管理していくとかいう形が主だろうと思うんですけども、あのとき画期的だと言われたことをこの3年で崩されて、ましてや非公募で、プロではない、ちょっと手習いしてきたところへ任せるということがどうも腑に落ちんわけですけども、そこはうまくいくんですかね。業者とのやりとりとか、ルートというか、つてとかも含めて、うまいことこれやっていけると。この随意契約というか、非公募の取り決め方が拠点性を生かして未来を拓くことにつながるんでしょうか。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 松村教育長。

○教育長(松村智由君) 今、議員のほうからおっしゃっていただいた部分、特に三次市民ホールの実業運営委員会の形のところにかかわってのお話が主だと考えております。これまで、先ほども申し上げましたけども、三次市民ホールの実業運営委員会というのは、市民団体の代表、そして指定管理者、専門的ノウハウを持った主体、それから教育委員会、この4者で行ってきたところであります。特に、この実業運営委員会を開催していくに当たりましては、事務局的な部分も教育委員会が担ってきたところもございます。

ただ、教育委員会の立ち位置というものは指導・助言の立場でありますので、こういった関係機関あるいは芸術・文化につきましても、教育委員会としての意見あるいは指導・助言というのは重要なものであろうかと思えますし、これからもこのことについては継続をしてみたいと思います。

特に、このたび、この中で形が変わっていくとするならば、先ほど申し上げました市民ホール実業運営委員会のところ、主体的に今度は指定管理者のほうの実業運営委員会の中の特に企画、そして立案、また、それを専門的なノウハウを生かしながら相手方とのやりとりをしていく、こういった形で、特に中心的になってやっていくことをさせていきたいということで、先ほど次長からも説明をさせていただいたところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 杉原議員。

○22番(杉原利明君) 当時、すごい委員会等で審査したんですよ。もんだというか、お互いに全員協議会でも何回も説明があつて、この運営方法について生かしてもらおうという中で、委員会も、たしか記憶だと、ちょっと間違っておったら申しわけないんですけど、閉じたのをまた

再開したような記憶があるぐらい白熱した議論をしたんだけど、今回はいきなり何でそういう議会との議論、この前の全員協だっただけであつたし、9月の決算委員会でも見直しを考えておるといふことをおっしゃっていただいてもよかったと思ふし、僕が質問した3月の定例会でも、「いや、見直しを考えております」と言っていたらよかったと思ふんですけど、期限が来年の3月31日とすごい近づいてきて突然出されたことに、何で議論を議会にもっとさせていただく場を持たせていただけんかったんかということをお伺いいたします。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 長田教育次長。

○教育次長(長田瑞昭君) 先ほどもありましたけども、9月のころ、定例会に相談等、また情報提供させていただければよかったのでしょけども、その当時は、指定管理者としての業務遂行状況等について各関係団体等とも丁寧な聞き取りを行ってございまして、そういった作業をしていた関係で皆様方への提供ができたということでございます。審査に時間をかけていたものでございまして、おくれたことは申しわけございませんが、何とぞこのたびの臨時議会において御承認をいただければ非常にありがたく思っております。

なお、先ほどもありましたけども、専門的ノウハウのところにつきましては、やはり何らかの専門的ノウハウを持ったところからのまた助言なり情報提供も必要であると考えておりますが、その手法についてはただいま検討しておるようなところでございます。

(13番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 小田議員。

○13番(小田伸次君) 私は、この指定管理、今現在行われておることに関してはとても思い入れがありますので、質問をさせていただきます。

今、市長のほうもほほ笑みをされましたけども、当初、私はこの市民ホールができたときに提案をさせていただいておりましたけれども、公募することなく、非公募で今現在の体制に移りました。そのとき、指定管理者のほうとして、大阪の大きなエージェントというか、名前を出していいかどうかわかりませんが、吉本興業さんのほうで、クリエイティブのほうで手を挙げてやろうと言ったにもかかわらず、今現在の非公募でいっておるわけです。そのとき説明があつたのが、今、杉原議員が質問したようなこと等々についての回答でありました。

このキョードー東京さんがそもそも入られて、今回までずっと事業運営委員会のほうで絡んでいただいていたわけですが、キョードー東京さんがいつの段階で手を引くというふうに言われたのか、もしくは市のほうが今回で契約を打ち切りだということと言われたのか、まずそこをお答え願いたい。

そして、今後、この市民ホールというものは、方向性ですよ、公募するのではなく、非公募で今現在の体制、中の運営体制は若干いろんな形で変わるかもわからないけども、やっていこうというふうに考えられておるのかどうなのか。そもそもこの指定管理者制度というものをいかに利用して三次が輝いていけるかというのは、大きな意味があるというふうには思っております。この三次市民ホールができたときというのは、まさに尾道松江線が開通しようかとい

うときでありました。そういうときに対して、私は、変な話ですが、市民ホールの位置については反対した議員でありますけども、できた以上は、やはりそこは輝いてほしいという意味で、私個人、私の会派等々で視察もし、そして提案もさせていただきましたが、それを受け入れていただくことなく、非公募という形をとられたわけです。そして、今こういう形で提案されるということに関しては、非常に何か合点のいくところがありません。ぜひ私が納得できるような説明をきちっとしていただきたい。

先ほども言いました。キョードー東京さんがこのままずっと引かれると、合併して、尾道松江線ができたということに関して、市のほうでは予算を組みましたので、その補助金、要はおいしいところだけを取って逃げる形になるんじゃないかという気がしてなりません。その辺についてのお考えもお聞かせ願いたいというふうに思います。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 松村教育長。

○教育長(松村智由君) 今御質問いただきました、専門的なノウハウを持った主体が、これが手を引くのかどうかというところでもありますけども、特にそういう話は現在出ておりません。

そういう中で、実はこの専門的なノウハウを持った主体という、キョードー東京ということをおっしゃっていただいておりますが、この力をかりて、指定管理者のほうでしっかりと力をつけてきたのも事実でありますし、また、市民団体のほうも同じような官のほうへの研修もこれまでも何回も紹介いただく中で繰り返して、サービスの向上ということで、非常に地元へ対しての力を発揮していただいているところでもあります。

したがって、これまでこの3年間で培ってきたものというのは、指定管理者も当然力を高めてまいりましたし、また、市民団体のほうも力を高めてきたところでもあります。せっかくここまで培われてきた力でございますので、地元の指定管理者をしっかりと今後のところへまた成長させていく機会にするとともに、特に、次の3年間の後の話はまだわかりませんが、現在どのような形で指定管理者が力を発揮してくれるか、それをしっかりと見ていく期間にしていきたいと考えているところでございます。

(13番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 小田議員。

○13番(小田伸次君) 今、教育長が言われたことを考えると、キョードー東京さんとの契約というのは僕はいつどうなったかというふうに聞いたんですが、ということは、キョードー東京さんはこれからも絡むということなんですか。私はキョードー東京さんとの契約がどうなったかというふうに聞いたんですが。これ、また座ったら、私、2回目の質問になるんでしょうかね。

そこなんです。だから、どういう形で専門的なものというものの業者の方が、今までは4者でやっていたところからキョードー東京というのが抜けるのか抜けないのか、もし抜けたんなら、そこの穴埋めをするという考え方がどうなっているのかということをお聞いているわけなんです。だから、そこをしっかりと答えていただきたい。キョードー東京さんのほうがみずから契約

の延長をしないと言ったのか、市のほうがもういいですよと言ったのか、そこを答えられていないので、そこをお願いします。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 高岡副市長。

○副市長(高岡雅樹君) まず、御質問いただきましたキョードー東京さんとの業務委託契約でございますが、これは市民ホールの事業の企画運營業務ということで、契約期間とすれば、26年10月1日から30年3月31日までの契約ということになっております。一旦この契約については30年3月31日で終了ということになっておりますが、先ほど小田議員のほうからも御質問いただきましたように、事業運営委員会という形というのは、この3年少しの間を検証、見直しを含めて、今さらなる3年間についてはまだ明確にはお示しをできない状況であります。ただ、事業運営委員会の機能というのは当然にこれからも活用していかなきゃいけないし、きりり倶楽部の皆さんとの連携を強化する上でも、事業運営委員会の機能というのは必要だというふうに考えております。

その中で、専門的ノウハウを持たれた主体、団体、会社、そういったところでございましょうけど、そこの情報をいかに提供してもらおうか、情報をいかにとるか、いろいろなアドバイスもいただく必要もあろうかと思っておりますので、そういったことについては、教育委員会は、先ほど申したとおり、検討しておるということでございまして、形というのは今明確に申し上げられませんが、事業運営委員会としての機能というのはこれからも大切なものだというふうに考えております。

(13番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 小田議員。

○13番(小田伸次君) 契約が確かに30年の3月31日までとキョードーさんになっておるのはわかりますよ。そうはいっても、このままどうやっていくのかということでは事前に話はされるでしょう。だから、杉原議員も質問しましたよね。議会とこういった議論をする。今となつては、3月なんていうのはすぐ先ですから、いろんな形をとろうと思っても、なかなか難しいわけですよ。そういうふうなことを考えると、3月31日までになっているけども、今後、市民ホールの管理運営体制をどういう形でやっていこうかというのは、早めにそういうのは考えて、どうやっていくのかというのをまた議会のほうに提出して、こういう形で議決を得なければいけないということだったら、時間を持って、もっといろんな形で、本来なら、即決じゃなくて、委員会付託もして、しっかりとやっぱり議論をして、今後市民ホールが三次のために、輝くためにどうすればいいのかというのを議論する時間が必要なんじゃないんですか。それが無い状態でこうやって提案されるというのはやはり合点がいかないところもありますし、さっきも言いました、契約というのが書かれているから、この当時、確かにそのとおりです。30年の3月31日まで。それまで何も業者の方と話をせずに、その時期を迎えることはないでしょう。そこがどうも腑に落ちないので聞いているわけです。本来、指定管理でいろんなところをお願いしておった場合には、その日は来るわけですから、事前にどうするか、こうするかというのを考

えるでしょう。ましてや市民ホール。私は、一番最初の26年のときに、さっきも言いましたけど、ある企業を提案させてもらった。そういうことに対して、もしそこが当たったら、そんなことを話してないと思いますよ。その提案の時期も含めて、私はどうも納得いくところがない、こう言わざるを得ない。やっぱり議員というのは行政との是々非々でいろんな物事を行わなければいけないと僕は思っています。一緒に進むときは進むけども、やはり納得することがないと私らも賛成することもできないし。そういうふうに私は思いますが、いま一度私を納得させることができたなら、お願いします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 納得いただけるかどうかというのは小田議員の受けとめ方もありますので、ですが、この3年間、教育委員会が主体性を持って進めた中で、私は大きな財産が生まれたとっております。それは、事業運営委員会ということの中へ市民の皆さんの立場で入ってもらったという、そのきりり倶楽部の皆さんの大変な御尽力というのは、大きくこの3年間の運営に寄与していただいたと思っております。他の場合は1つの大きな費用もかかりますし、また、1つの方向性の中で、1つの組織の中で進めていくわけではありますが、三次市の場合は、管理は暮らしサポート、そして運営をしていくための中身は事業運営委員会ということで、市民の層、そしてプロの層、そして管理をする暮らしサポート、そして行政の代表として教育委員会、そうした連帯の中で今進めてきて、キョードー東京も大変な努力をしていただいて、ノウハウをいろいろな面で暮らしサポートあるいは市民団体へも寄与していただいた。これは私はすばらしい組織であったと。1つの民間の企業でしたら、私は、民間の市民の皆さんがそこまで参画してさまざまな面で努力していただける、そういう場はできなかったんじゃないかな、そういう意味ではこの3年間はうまく寄与したと思えます。

したがって、この3年間はやはり御破算にするという教育委員会の考えではないと思えますし、私は御破算にすべきでないと思っておりますから、当然ながら、これからもプロのキョードー東京にするかしないかというのは、これからのまだ契約行為もしていないですから、ここで明言するのはあえて私も控えさせていただきますが、引き続いて、どういう形であろうがプロの力もいただいて、市民の皆さんの御協力、そして暮らしサポートの責任、そして行政の責任、そういう形はこれからも引き続きやっていきたい。その後において、3年間の中で将来どのようにするかは、また3年後の中でたつぷりと時間をかけて議会とも協議していけばいいんじゃないかなと思っておりますので、まずはこれまでの方向性というのは皆さんが御懸念されておるような状況でないということだけは私も申し上げておきたいと思っております。

○議長(亀井源吉君) ほかに質疑はありませんか。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 横光議員。

○7番(横光春市君) ホールのありようというか、ホールというのは、1つは本物を市民の皆さん方に見ていただくというのがあろうと思うんですが、片一方、三次市の文化を市内外へ広め

ていくというか、あるいは世界でも広めていくということがあると思うんですが、今、本物を皆さんに見ていただくという面でいろんな議論がされておりますけども、使う方の使い方というか、使い便利はどうだったかということも検証されているのかどうかということをお伺いしたいというふうに思うんです。

というのが、文化連盟等々が使うときに、非常に使い便利が悪いという話もよく聞かせていただいております。本当に暮らしサポートの人が使う人の話をよく聞いて、その実態に合う、舞台上立って本当にやりやすい状況であったかどうかということも聞いたときに、ちょっとそうではないような意見も聞かせていただいておりますので、そこらはどのように検証されているのかということをお伺いしたいと思います。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 長田教育次長。

○教育次長(長田瑞昭君) 文化連盟等の皆様方のこの市民ホールの利用についての御意見とかということでございますけども、それについては、利用のことも聞き取らせていただいた中にございます。文化連盟のほうからは、日ごろについては、電話等の取り次ぎ等も始め、また、市民祭ではバザーの運営を手伝ってもらったりとか、生け花展の会場づくりも行ってもらったりとか、そういった中で行事もともに連携して行っているというところで、そういうことで、三次の文化の特色をこれからも追求したいと、そういう意見も聞き取りの中では伺っているところであります。

確かに舞台等のことについて、例えば皆さんのほうがされようとしておるところを、ホールの職員が、例えばこれについては私どもがしますというようなこともありますけども、それはホールの運営の安全等も考えてのことをございますし、その点については御理解もいただきながら運用のほうをしていただいておりますように思っております。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 文化連盟との関係は、それは良好関係であると私は思っております。事務所、事務室的な確保も教育委員会のほうで手配をさせていただいたり、また連携をもって、私自身も、文化連盟とのいろいろな問題点というのは、大きな問題点はお聞きしていない状況でありますし、いろいろな要望があれば、当然ながら教育委員会にも応えさせていただきますし、具体的なことで質問でないの、具体的なことをここで答弁できませんが、今までの3年間、協力もしてもらっておりますし、いろいろな行事もしていただいております姿、また、いろいろと話し合いの中で聞かせてもらっておる点もありますが、とりわけこれが問題点であるということとは私自身は承知しておりません。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 横光議員。

○7番(横光春市君) いろいろなことがあるわけでございます。例えていうならば、緞帳関係1つとっても、これは暮らしサポートのほうでぴしゃっとやりますという話を聞かせていただいて、

舞台に立ったと。しかしながら、緞帳がなかなかおりてこない場合もあるし、あるいはまた、まだおろしてはいけないときに緞帳がおりてきたということがあるので、そこらは、小さいこととございますけども、やはり文化連盟の皆さんとよく話をし、あるいはそこにその担当の人をつけるとかいうことをするというのも必要なんだということなんですよ。それが皆さんに構わせないんだと、自分たちがやるんだと、全て自分たちがやりますよと。皆さんに構っていただいていたんではいけないというような思いがあるかもしれません。

ピアノ1つ運ぶにしても、やはり自分たちが運びますと、非常に時間がかかる、運び方が悪いというようなことがあるわけとございますので、いろんなノウハウを得られたというふうに思われますけども、やはりそこを十二分にどこまでやるのかということをよく協議していただければというふうに思うわけであります。

小さなことかもしれません。しかし、本当に舞台へ立ってやる人が気持ちよく舞台でできると、そういう状況をつくっていただきたい。これは要望的になるかもしれませんが、そこらも十分に配慮してやっていただければというふうに思うわけであります。全てが悪いというんじゃないし、やり方が悪いわけであって、直していただければいいわけとございますので、そこらを十二分に教育委員会として管理をしていただければというふうに思うわけであります。以上であります。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 松村教育長。

○教育長(松村智由君) きりりのステージ上、あるいは施設の利用についての安全面というのが第一で、やはり市民の方にけがを負っていただくようなことがあってははいけませんので、そういう安全面につきましてはこれからもしっかりと配慮してまいりたいと思います。

また、緞帳の上げ下げにつきましても、安全面を優先しての専門家がやるというところでやっておりますので、タイミング的に早い遅いというのがあるというのも御意見としてお聞かせいただきましたので、そういったところは細かく打ち合わせをして、できるだけタイムリーに行っていくというのも重要かと思えます。そういった打ち合わせをしっかり今後も行っていくように教育委員会としても指導してまいりたいと思います。

○議長(亀井源吉君) ほかに質疑はありませんか。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 新家議員。

○11番(新家良和君) 何点かお聞きしたいんですが、今、同僚議員の質問、それから執行部の答弁を聞かせてもらいまして、もう一つよく理解できないところがございます。

1つは、先ほど質問の中で、キョードー東京のいろいろな指導・支援を受けて、それなりのノウハウも暮らしサポートのほうで習得しておると、おおむねこの3年間良好な運営ができておるといふ答弁。ということは、今のこの3年間の実績を教育委員会なり執行部は評価されておるといふ、そういう受けとめ方で聞かせていただいたんですが、もしそうであれば、本来の、今の条例ですと、来年の期限が切れますと、6年間指定管理期間が戻るわけですから、そのま

ま6年間の契約にすればいい話であって、そこをあえてもう一度3年間を継続するということは、先ほどの答弁のうまく機能しておるということに対して、そうでない考え方をもちなんじゃないかと。はっきり申されませんでしたけども、そうでなければ、本来の6年間の指定管理期間にすればいいわけですから、このような議案上程はないと思いますけども、その辺の考え方について聞きたいのと、それから、同僚議員からも聞きましたように、なぜ今回この時期の提案なのかということについても私も理解できません。

今回のこの議案だけに限らず、往々にして執行部の提案する議案というのは、その直前になって、議会と執行部との議論も、あるいは委員会の中での議員間同士の議論も、なかなかそういう機会を設けずいきなり上程されて、そこで今回の場合は即決になっておるわけですけども、そういうタイミングと申しますか、期間に対して不十分なことだろうと思います。もしこれが事前にいろいろと、先ほども出ましたように、全員協議会の場であるとか、あるいは定例会の常任委員会の関係のときのいろいろ協議がもしあれば、もっとしっかり我々も理解できて、すんなりいくような気がするんですけども、そういうタイミングの配慮がどうも、本件に限らず、あえて申しませんけども、ほかのことでも多々あるというような気がしてなりません。もう少し議会の立場も尊重していただいて、議案提示をぜひしていただきたい。なぜこのタイミングになったかということも含めて、御答弁をお願いします。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求め)

○議長(亀井源吉君) 長田教育次長。

○教育次長(長田瑞昭君) 今回の議案につきましては、株式会社暮らしサポートみよしを非公募で選定していただくということを前提をお願いをしておるところでございます。先ほどもありましたように、この暮らしサポートみよしは、この3年間、施設管理については適正に行っていますし、事業運営についても、企画、予算の作成、プロモーターとの交渉、マスコミ対応といった基本的な、専門的なノウハウについては今身につけてきているというところであります。それで、これからの3年につきましては、これまで培った専門的ノウハウをしっかりと生かして、事業運営委員会の体制からある面ひとり立ちしていくという、そういう期間というように考えておるところでございます。

さらに、暮らしサポートみよしは、ホールボランティアでありますきりり倶楽部とも連携しながら、三次独自の芸術文化の創造・育成・普及するという、これは三次市総合計画に盛り込まれた内容でございますけども、それを実現していくために、例えば、今、育成事業として、みよしKIRIRI児童合唱団の運営、それから、さらに本年度からは人形劇団の創設と運営も行い、また、三次市出身のアーティストのイベント等の充実にも入っております。特に、人形劇団や児童合唱団につきましては、この暮らしサポートみよし事務局を担って行っておるところであります。人形劇団については、今、ワークショップを開きまして、12人の参加者で続けていますけども、来年度は三次の民話等を取り上げて、三次独自の人形劇団をつくっていくという、そういう事業構想を持って行っておるところであります。

これらの事業を地元業者として軌道に乗せていくということをぜひ見きわめて検証していき

たいと思いますけども、そういった見きわめ、検証する期間としての指定管理期間、こちらについては3年が適切というように考えているところでございます。この6年を3年にというところについて、先ほど申し上げましたように、さまざま関係団体等の聞き取り等を行って途中で、3年にしていくという、そういうところの考えに至る期間として時間を要したというところでございます。時間を要したことについては申しわけなく思っておりますけども、何とぞよろしくお願いいたしますというところでございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 新家議員。

○11番（新家良和君） 地元業者を育成して、地元業者でしっかりと運営できるということに対して、私はむしろ賛成する立場です。地元業者がちゃんとそういう指定管理もできるように力をつけてこれから運営をしてもらうということは何も反対するものではありませんが、私が聞いたのは、この3年間、先ほどの答弁では、キョードー東京の力をかりながら、一定の技術習得もし、運営面にとっては問題ないという答弁であったから、それなら本来の6年間にしてもおかしくないし、なぜあえて3年間に再度されるかということに対しては、答弁で十分であるという答えをいただきましたけども、本当はもっとこうしてほしいとか、こうあるべきだとかいうようなお気持ちがあるからこういうことにされたんじゃないかという気がしてならないんですけども、この3年間で具体的に何をどのように評価されようとしておるのかということと、現状、この3年間に条例を改正するがために判断されたことは、先ほどの答弁どおりなのかどうか、もう一度確認をさせてください。

議案提出の時期、事前に協議が十分できなかつたことに対しての答弁もなかつたということなので、あわせてお願いをします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 松村教育長。

○教育長（松村智由君） 議案の提出が遅くなったのは大変申しわけなく思っております。これは、冒頭、次長のほうからも申し上げましたけれども、それぞれのこのきりりホールにかかわる者から聞き取りをし、そして、それを公正に判断していこうとしたがために提案がおくれたという部分がありまして、大変申しわけなく思っております。

また、先ほど申されましたように、6年間でいくべきところを3年間とするというところでございますけれども、これもちょっと繰り返しになりますが、これまでの3年間で指定管理者のほうは館の運営、とりわけ施設のほうの運営につきましても、旧の館から新しい館へ変わって、新しい設備のもと、これもうまく運営ができるようになってきております。また、事業自体にかかわりましても、例えば専門の興行する方面との対応をしていく。このときに、例えば設定料金が適切であるかどうか、こういったところも含めて、この3年間で妥当かどうかの判断を一緒につける訓練もしてきたところであります。

もう一つは、事業運営委員会という形をとってまいりましたので、これまで教育委員会のほうもその中心的な役割を一緒に担っていったわけでありまして、今後、指定管理者のほう

が独自にその役割をしっかりと担っていけるかどうか、これを含めて教育委員会のほうもしっかりと見届けていきたいというところもありまして、3年間の期間にさせていただくということで説明を申し上げているところでございます。

○議長（亀井源吉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第109号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第109号は委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を願います。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 杉原議員。

○22番（杉原利明君） 議案第109号ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、まずもって、やはり僕はこの議案の出し方が、さっき新家議員もおっしゃられましたけれども、いつも時間切れになるようなタイミングで、しっかりと議論ができるタイミングで議案を出されない。このたびのも、平成30年3月31日というお尻が完全に決まっておる中で、各団体からの意見聴取を慎重に丁寧にしよったらこの時期になったというんですけど、お尻が決まっておって、ちゃんと議会で議論をする気があれば、その聴取も早くされるはずなんですよ。その3月の時点でも、何度も言いますが、私も予算委員会等で質問させていただいて、今年が終わりだ、今年度が終わりだというのがわかっておる中で、やはりこの出し方というのは、お互いの信頼関係をなくす議案提出がずっと続いているということを今回もまず言わせていただきます。

先ほども言いましたけれども、僕はやはりこういった市民ホール、芸術施設の運営というのは、専門的ノウハウの主体、プロの力というのが絶対必要だというふうに思っています。3年前と変わらぬ立場でございます。きりり倶楽部さんと成長されてきた。すばらしいことだと思いますよ。暮らしサポートも成長してきた、ノウハウをつかんできた。すばらしいことだと思う。だから、さっきも言いましたけれども、世間一般でやられておるJVのような、共同体のような形で、プロと暮らしサポートときりりがしっかりタッグを組んで、普通どおりの入札でいいじゃないですか、プロポーザルの普通どおりの管理体制で。まして今回、企画と管理を今まで離しておったものを、企画の部分はこれから検討していくという答弁をされましたけれども、その一番肝である子供たち、市民にどんな芸術を提供していくか、拠点性を生かして、三次の未来を開くためにどんな芸能を呼んでくるか、どんなPRしていくかというところで、検討段階の中、これをとりあえず非公募で3年間もやらせてくださいというのは僕はおかしいと思う。時間がないからとりあえず3年間延長させてくださいと言っておるようなものだというふうに僕は思います。暮らしサポートをひとり立ちさせていく期間として3年間認めてくださ

いと言いますけれども、じゃ、その間、もし芸能プロダクション等を使わんで、いいプロを呼んでこれなかったときのそのロス、子供たちがいい芸術に例えば触れられなかったら、そのロスは、市民が損するわけですね。やはりちゃんとした、普通どおりでいいじゃないですか、一般の市民ホールの運営として、今言ったような共同体で、入札で、プロポーザルでこの三次市の未来を拓くきりりの使い方をぜひともしてほしいというふうに思います。

3年間でこういうノウハウがつかめるんだったら、僕はこの世の中に芸能プロダクションなんか要らんとしますよ。芸能の世界というのは、3年間でようやくカメラにさわらせてもらえるか、照明を動かさせてもらえるか、ブームを持たせてもらえるかという、ようやく一番下の修業が終わったぐらいのところだと思いますので、しっかりと議論したいというふうに思いますので、反対の討論とさせていただきます。このままでは責任を持って認められるということに僕はならんというふうに思います。

以上でございます。皆様の御賛同をぜひともいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（亀井源吉君） ほかに討論はありませんか。

（23番 助木達夫君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 助木議員。

○23番（助木達夫君） 同じ会派で賛成、反対というのも非常に私も苦しんでおりますけど、この件につきましては、いろいろ先ほどから質問なり答弁を聞かせていただきましたが、要するに、もとに戻れば、やはり執行部の提案の仕方ですね。これはしっかり考えていただきたい。そのことによって議会もそんなにけんけんごうごうすることもないわけですよ。一生懸命説明をされてはおりますけど、前もってやっぱりこういう重要な案件は議会に、全員協議会でもいいから、出していただいて、しっかりとした市民の皆さんが本当に楽しんでいただける市民ホールにしていきたい、そういう思いで私は発言をさせていただいておりますが、やっぱり真摯に受けとめて、いろいろこれまでも私も言っていました。こういう提案の仕方じゃなしに、本当に議員が納得いく、また市民の皆様にも説明できる提案をしていただきたい。これを今後期待して、私は賛成としますけども、賛成討論とさせていただきますが、このことをしっかり受けとめていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（亀井源吉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） これをもって討論を終わります。

これより議案第109号を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第109号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井源吉君） 起立多数であります。

よって、議案第109号三次市民ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）は原案

のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第110号 工事請負契約の締結について

○議長（亀井源吉君） 日程第6、議案第110号工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第110号について御説明申し上げます。  
議案第110号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、三次地区拠点施設建築工事につきまして、一般競争入札を、当初、平成29年9月5日に執行いたしまして、2社の応札を受けたところですが、残念ながら不落となりました。その後、最新の単価を適用するなどの設計の見直しを行い、再度、平成29年10月23日に執行いたしました。2社による入札の結果、5億2,596万円で株式会社加藤組が落札いたしました。よって、三次市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第110号については、総務常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第111号 平成29年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第7、議案第111号平成29年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第111号について御説明申し上げます。
議案第111号平成29年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費の補正であります。

第1条繰越明許費の補正につきましては、第1表のとおり、健康増進施設整備事業について、事業費の一部を平成30年度に繰り越そうとするものであります。

建築工事等については、平成30年2月28日の工期で行っているところではありますが、甲奴老人福祉センター等の解体工事においてアスベスト含有部材が検出され、その撤去処理に日数を要したなど、解体工事の工期を2カ月延長したことから、建築工事等の着手がおくれ、工事等の完了が平成30年4月中旬となる見込みとなったものであります。

本臨時会へ提案させていただき理由につきましては、平成29年12月定例会へ建築工事等の工事請負契約を変更させていただきたく、議案を提案させていただこうと考えておりますが、この場合において、事前に仮契約を締結することが必要となります。この仮契約は予約の性質を有するものと解されており、仮契約書に工期の変更も盛り込もうとすると、その前提といたしまして、本臨時会において繰越明許費を認めていただくことが必要となりますので、繰越明許費の補正をお願いしようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 杉原議員。

○22番（杉原利明君） ちょっと教えてください。

老人福祉センターの解体のアスベストの除去で2カ月延長というであったんだけど、そのアスベストというのは最初からわかっておったものではないんですか。ちょっとそこをお伺いしたいのと、仮契約をするために今定例会でこの繰越明許が必要ということだったんですけども、つまりアスベスト等が出てきて、解体にいろいろ技術的なものが必要になったから増額になるんだろうと思うんですけど、どれぐらいの増額になるんですか。この事業に対する全体が何ぼで総額が今度何ぼになるのかお伺いいたします。

（福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 森本福祉保健部長。

○福祉保健部長（森本 純君） アスベストの件でございますが、公共施設への吹き付け等につきましては、調査をし、あわせて封入作業等、飛散防止のための作業はしておりますけれども、部材につきましては、実際、現場で確認せんと、含有物質、部材にアスベストが入っているかわからないのが実態でございます。また、これは調査のほうも、もともと部材に入っているものにつきましては、飛散しないということで、調査の対象ともなっておりません。

今回、甲奴老人福祉センターの解体工事などありまして、業者と現地確認したところ、配管ダクトの接続部分、そちらの断熱材にアスベストが入っておることが判明いたしまして、この処理は結構特殊なものでございます。それぞれ切断した上で処理場へ運搬するという作業になりまして、この関係で2カ月延長させていただいたというのが実態でございます。

また、12月議会でお伺いしたい変更契約でございますけれども、まだ現在、費用のほう、精査をしてございますけれども、現計予算内で何とかお願いできるかなというふうに思っております。

○議長（亀井源吉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第111号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第111号は委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 討論なしと認めます。

これより議案第111号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第111号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第111号平成29年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）は原案のとおり可決されました。

総務常任委員会を開催するため、この際、暫時休憩いたします。再開時間は後ほどお伝えいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時 7分——

——再開 午後 2時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（亀井源吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 総務常任委員長報告1件

### 議案第110号 工事請負契約の締結について

○議長（亀井源吉君） 日程第8、議案第110号について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 杉原総務常任委員長。

〔総務常任委員長 杉原利明君 登壇〕

○総務常任委員長（杉原利明君） 平成29年第1回臨時会において総務常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、11月7日、本日、委員会を開催し、副市長並びに担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第110号工事請負契約の締結については、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

1、今後の工事や展示コンセプトの決定において、経過や進捗状況を、議会や市民に対し施工現場の公開をするなど、随時報告されたい。

2、建築工事のほか、今後予定されている設備工事や外構工事などについて、その内容を十分精査され、三次の情報を発信するとともに、子供から大人まで楽しめる機能や賑わいを創出する拠点施設となるよう努められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（亀井源吉君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 討論なしと認めます。

これより議案第110号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第110号は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第110号は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で臨時会に付議された事件の審議は全て終了しました。

これで平成29年第1回三次市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午後 2時 3分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年11月7日

三次市議会議長 亀井源吉

会議録署名議員 竹原孝剛

会議録署名議員 大森俊和